第八十四条の二第二項中「株主、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（監査等委員会を置く株式会社をいう。）」を、「株主、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社」の下に「指名委員会等を置く株式会社をいう。）」を、「社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（監査等委員会を置く相互会社をいう。）」を、「社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社」の下に「（指名委員会等を置く相互会社をいう。）」を加える。

第八十六条第三項中「準用する」を「それぞれ読み替えて準用する」に改め、同条第四項第四号イ中「である」を「（会計参与を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号イ及び第百六十五条第一項第五号イにおいて同じ。）である」に改め、同号ロ中「である」を「（監査役を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号ロ、第九十六条の十四第三項第四号及び第百六十五条第一項第五号ロにおいて同じ。）である」に改め、同号ハ中「である」を「（会計監査人を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号ハ及び第百六十五条第一項第五号ハにおいて同じ。）である」に改め、同条第六項中「である場合」を「（監査等委員会を置く株式会社をいう。第九十六条の九第二項、第九十六条の十四第三項第四号、第百六十五条第二項、第二百七十二条の三十六第一項第四号、第三百二十四条第四項及び第三百二十五条第四項において同じ。）である場合」に改める。

第九十三条第四項中「以下この款」を「次項、次条及び第九十五条」に改める。

第九十六条の四中「第十項第二号」の下に「、第八百四十九条の二」を、「保険業法第九十六条の四において」の下に「読み替えて」を加え、「第三項本文」を「保険業法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第三項本文」に改める。

第九十六条の四の二中「第十項第二号」の下に「、第八百四十九条の二」を、「保険業法第九十六条の四の二において」の下に「読み替えて」を加える。

第九十六条の五第一項中「（以下この款において「組織変更株式交換完全親会社」という。）」を削り、同条第二項中「との間」を「（組織変更後株式会社の株式の全部を取得する株式会社をいう。以下この款において同じ。）との間」に改め、同条第三項中「会社法」の下に「第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法」を加える。

第九十六条の七第二号中「この節」を「この号及び次号」に改める。

第九十六条の八第一項中「（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）」を削り、同条第二項中「」と、同条第二項」を「（第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。第三項において同じ。）」と、同条第二項」に改め、「第九十六条の八第二項において」の下に「読み替えて」を加える。

第九十六条の九第一項第一号中「の目的」を「（組織変更株式移転に際して設立する株式会社をいう。以下この款において同じ。）の目的」に改め、同条第五項中「会社法」の下に「第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は組織変更株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法」を加え、「第九十六条の八第一項」を「第九十六条の九第一項第一号」に改める。

第九十六条の九の次に次の九条を加える。

（組織変更株式交付）

第九十六条の九の二　組織変更をする相互会社は、組織変更に際して、組織変更株式交付（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に株式会社をその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、内閣府令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。）とするために当該株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として組織変更後株式会社の株式を交付することをいう。以下この款において同じ。）をすることができる。

2　組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社（組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下この款において同じ。）の株式及び新株予約権等（次条第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。）の譲渡人に対して交付する金銭等（会社法第百五十一条第一項（株式の質入れの効果）に規定する金銭等をいう。以下この款において同じ。）（組織変更後株式会社の株式を除く。）が組織変更後株式会社の株式に準ずるものとして内閣府令で定めるもののみである場合以外の場合には、第八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも公告しなければならない。

一　組織変更に際して組織変更株式交付をする旨

二　組織変更株式交付子会社の商号及び住所

三　組織変更をする相互会社及び組織変更株式交付子会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

3　会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は、組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額について準用する。

（組織変更株式交付に関し組織変更計画に定めるべき事項）

第九十六条の九の三　組織変更株式交付をする場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更株式交付子会社の商号及び住所

二　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四　組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の組織変更後株式会社の株式の割当てに関する事項

五　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ　当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（会社法第二条第二十三号（定義）に規定する社債をいう。以下この款において同じ。）（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ　当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ　当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

ニ　当該金銭等が組織変更後株式会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六　前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式と併せて組織変更株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法